

2023年2月22日

新規入会ご検討中の皆様

阪奈土地建設株式会社  
代表取締役 小島 拓之

## 名義変更料の優遇措置終了についてのご案内

平素は阪奈カントリークラブに深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当クラブではより多くの入会ご希望者のニーズに応えるべく、2016年4月より名義変更料の特別優遇、並びに預託金充当のキャンペーンを実施し、おかげ様をもちましてこの約7年間に多くの新規会員様にご入会頂くことができました。

本キャンペーンによりプレー会員が一定数に達した為、2023年5月31日をもちまして名義変更、登録者変更における名義変更料の特別優遇を終了させていただきます。尚、名義変更料に預託金を充当する措置につきましては継続いたします。

新規入会をご検討の方には何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本件につきましてご不明な点がございましたら、担当の脇本、北沢、桑名までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 名義変更

- 名義変更料の優遇措置終了日  
2023年5月31日

- 特別名義変更対象会員権  
個人正会員及び法人正会員

- キャンペーン終了後の名義変更料（消費税込）

・個人及び法人正会員 名義変更	220,000 円 ⇒ 550,000 円
・個人正会員 相続（3親等以内）による名義変更	137,500 円 ⇒ 275,000 円
・法人正会員 同一法人内登録者変更	137,500 円 ⇒ 275,000 円

- 預託金充当について

上記名義変更料に、預託金を充当することが出来ます。尚、預託金充当金額の上限は個人及び法人正会員 550,000 円とし、相続や法人交替の場合には 275,000 円を上限といたします。

#### 【預託金充当上限金額】

・個人及び法人正会員	550,000 円
・個人正会員 相続（3親等以内）	275,000 円
・法人正会員 同一法人内登録者変更	275,000 円

● 名義変更料お支払い明細 (イメージ)

※証券の預託金額面が 207,900 円の場合

【個人及び法人正会員】

① 預託金額面	207,900 円	
② 名義変更料充当額	207,900 円	
③ 名義変更料 (税抜き金額)	500,000 円	
④ 消費税(③×10%)	50,000 円	
■現金支払額(③+④-②)	342,100 円	
■10 ヶ年据置の預託金(①-②)	0 円	※新証券に額面記載

【個人正会員 相続 (3 親等以内)】

① 預託金額	207,900 円	
② 名義変更料充当額	207,900 円	
③ 名義変更料 (税抜き金額)	250,000 円	
④ 消費税(③×10%)	25,000 円	
■現金支払額(③+④-②)	67,100 円	
■10 ヶ年据置の預託金(①-②)	0 円	※新証券に額面記載

【法人正会員 同一法人内登録者変更】

① 預託金額面	207,900 円	
② 名義変更料充当額	207,900 円	
③ 名義変更料 (税抜き金額)	250,000 円	
④ 消費税(③×10%)	25,000 円	
■現金支払額(③+④-②)	67,100 円	
■10 ヶ年据置の預託金(①-②)	0 円	※新証券に額面記載

- ・上記料金に証券取得金額は含まれておりません。

証券取得に関しては、会員権取引業協同組合加盟の各会社、または弊社までお問合せください。

- ・入会手続きを経て理事会で入会承認を得た日が会員資格取得日となり、預託金据置期間 (10 ヶ年)の起算日となります。

以上